

## 役員等の報酬等の総額

定款第 22 条により、役員等に支給する報酬等総額を下記のとおり決定し、平成 29 年 7 月 11 日以降に支給される報酬等金額より適用する。

区 分	人 数	年 総 額 (最高限度額)
理 事	9 人	6, 000, 000 円以内
監 事	2 人	180, 000 円以内
評議員	10 人	600, 000 円以内

※使用人兼務理事の使用人分の給与は含まない。